

第3回茨城県水戸県央交通圏タクシー特定地域協議会 議 事 概 要

平成22年3月12日(金)
14:00~16:00
茨城県自動車会館大会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

鬼澤会長

- ・本日は、これまでの議論を踏まえ、水戸県央交通圏におけるタクシー特定地域協議会地域計画(案)について、委員の皆様の忌憚のない意見等により、地域計画が策定されることを期待しております。

3. 議 事

「茨城県水戸県央交通圏タクシー特定地域協議会地域計画」について

- ・事務局より「茨城県水戸県央交通圏タクシー特定地域協議会地域計画(案)」について資料説明

- ・以下討議内容

高野委員

- ・9ページに「子育て支援タクシーの運行」とありますが、具体的にどのようなことをするのでしょうか。
- ・12ページの「防災・防犯対策への協力のところに「都市における治安維持への協力」とありますが、「治安維持」と言うと非常に強いイメージを持つのですが、タクシーとどのように関係するのでしょうか。「治安維持」と言うと大規模テロとかすごく大きなものに対する対応とのイメージがあり、この計画では、表現がそぐわないのではないのでしょうか。

事務局

- ・現在、子供が小学生になると共働きが難しくなると全国的に言われております。「子育て支援タクシーの運行」とは、例えば学童保育等、学校から学童保育を行う施設までの送迎等について、何かコンパクトな形で運行できないか考えております。また、最近、小さい子供のうちから塾等に通われる方も多くおりますので、塾等の送迎についても貢献できないか考えております。
- ・「都市における治安維持」につきましては、確かに「治安維持」と申します

と、基本的には言われたとおりのイメージとなりますが、あくまでも「治安維持への協力」としており、タクシーの協力できる内容として設けた趣旨でございます。

鬼澤会長 ・タクシーができる範囲と言いますか、タクシー事業者が何か発見したときに未然に防止等の連絡を関係部局にする等の協力体制で機能していくとの趣旨だと思います。

高野委員 ・この項目は、安心・安全な社会を守るため、日常的に様々なところを運行しているタクシー運転者が、何か見かけたことなどを警察等関係部局に連絡することなどにより協力をしていくという趣旨で理解して良いのでしょうか。

事務局 ・そのとおりでございます。

大貫委員 ・先程の「子育て支援タクシー」について、少し補足させていただきますが、全国子育て支援タクシー協会がありまして、子供がまず単独で登録をして、安心して自宅の中まで送り届けることが基本的な考え方でございます。
要するに保母さんみたいな乗務員を育て、子供が安心して送迎できるようなシステムでございます。

西山委員
【代理】 ・5ページの「総合交通ネットワークの一員としての機能の向上」において、「都市計画や新たな開発などから生まれる新たな需要に対しても、公共交通機関として適切な役割を果たしていく」との目標を掲げておりますが、10ページの特定事業では、目標に対応する特定事業が無いように思われますが、いかがでしょうか。特定事業に掲げて無くてもどのようなことを想定しているのか教えて頂けますか。

事務局 ・イメージですが、指定期間中（3年間）に各自治体との協議をさせていただく場があって、その中で、各自治体のご意向を踏まえながら何か貢献できることがあれば、協力をさせていただきたいと考えております。
・各自治体と協議を設けることにつきましては、その他の事業の2番目に「都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進」と定義させていただいておりますので、その中でタクシーが地域公共交通として協力できることがあれば積極的に参加して参りたいと考えております。

- 金子委員
【代理】
- ・先程の西山委員の意見の続きになりまして、「都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進」の実施主体が「協会、運輸支局」となっておりますが、自治体も加えても良いのかなと思っております。
 - また、全体的に、自治体に対して遠慮されているのかなと思っております。特定事業計画の何項目かには自治体が入っておりますが、タクシー事業が公共交通の一部だということを念頭において作られる計画ですので、自治体としても何かご協力できればと思っております。
- 江幡委員
- ・特定事業計画の実施等に関し、協議会・行政・タクシー事業者それぞれの業務をどのようにつなげていくのかが、よく見えてこない。各自治体の実情にあわせた計画を立てていけないといけないのではないかと。
- 鬼澤会長
- ・確かに各自治体・各地域によってそれぞれ地域性・温度差があると思っております。そのなかで、今回のタクシー事業の適正化・活性化を図っていくというなかで、9ページにもありますように「タクシー利用者懇談会の開催」等により、今後、連携して各自治体に合った特定事業を行っていただければと思っております。
- 事務局
- ・本日提案させて頂いております特定事業計画が承認されますと、今後、観光・福祉の分野等で各自治体のご協力を頂かなければ前に進まない計画が出てきますので、その際には関係各所に足を運ばせて頂きますので、ご協力をお願いいたします。
 - また、水戸県央交通圏は7市町村で構成されておりますので、どこの地域も同じ計画ではいけないと認識しておりまして、地域ごとにこれから各自治体にご相談・ご協力をし、進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
- 石井委員
【代理】
- ・9ページの「高齢者を対象とした新たな輸送需要の開拓」がありますが、医療機関との連携も視野に入れた計画なのでしょうか。
- 事務局
- ・タクシーの利用者の大半が医療機関に行く目的で利用することは、我々も認識しているところでございます。この計画は「新たな輸送需要」と掲げておりますので、タクシー事業者がいろいろとアイデアを出してやっていけないと思っております。その中で医療機関との連携ということも出てくるのかなと思っております。また、各タクシー事業者としてではなく、新

たな枠組みとして、事業者団体として対応できるものはないか考えております。また、新たな取組みに関しては、現行のタクシー制度との兼ね合いを考えながら進めて参りたいと思います。

佐藤委員
【代理】

- ・特定事業計画の実施時期に「中期」とありますが、これは指定期間内を目安とするとありますが、3年間との認識でよろしいのでしょうか。
- ・9ページの「タクシー利用者懇談会の開催」とありますが、どれぐらいに開催をし、どのぐらいの間隔で開催していくお考えなのかを聞かせていただきたい。
- ・8ページに「チャイルドシートの導入」とありますが、乗合タクシーで対応することが難しいことから、タクシーで対応できるようにすることは良い計画と思いますので、積極的に対応していただきたいと思います。

事務局

- ・特定事業計画の実施時期の「中期」につきまして、基本的には3年間との認識で結構でございます。本法律の施行が平成21年10月1日になりますので、平成24年9月30日までが法律の指定期間でございます。
- ・タクシー利用者懇談会の開催の目安につきましては、年2回程度何らかの方法で開催していきたいと考えております。また、計画には直接記載してございませんが、協会・自治体の他に消費者団体等を含めた形での開催を考えております。
- ・チャイルドシートについては、どのように導入していくかは、現在確定しておりませんが、今のところ1事業者ごとに1つ用意していくことを考えております。

また、タクシー車両にチャイルドシートを装着してしまいますと、他の利用者のご迷惑になる場合がございますので、チャイルドシートを利用される方は事前に予約をしてもらうシステムで導入をしていきたいと考えております。

なお、チャイルドシートの導入が決まったときには、8ページにある「ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布」等によりご利用方法等を含めた周知を図りたいと考えております。

大内委員

- ・特定事業計画に明記はされておきませんが、先程8ページの「サービス向上のための教育・研修の充実」の説明のなかで、乗務員登録制度のご説明がありました。是非進めていただきたいと思ひます。ある程度の接客サービスが出来る形でこの計画を進めていただければと思ひます。
- ・私どもとしても、この地域計画のなかで協力できることがあると感じており

ます。例えば、「WEBサイトの開設」の部分につきましては、専門家の派遣を行っておりますし、「観光への取組み」の部分では、「水戸検定」というものを青年会議所と一緒にしております。また、私どもも観光振興に力を入れるということで、「おもてなし大賞」という制度を行っており、来年度については「接客サービスの向上」ということでセミナー開催等を予定しておりますので、是非タクシー業界さんと共催して行っていきたいと考えております。

齋藤委員

・特定事業計画を進めていくなかで、タクシー運転者の勤務体系等の見直しを行っていく計画ですが、どのような形で行っていくのかご説明をいただきたい。

事務局

・第一に過重労働（勤務時間の短縮）について、各事業者のなかで無いようにしていきたいと考えております。

また、細かい話になりますが、各運転者負担について、整理をしていきたいと考えております。

鬼澤会長

・その他意見等ございますか。

事務局

・先程、石井委員よりご意見のありました「医療機関との連携」になりますが、こちらのご意見につきましては、大変ありがたいお話だと思いますので、9ページの「タクシーサービスの活性化」の「その他の事業」に「医療機関との連携の検討」との計画を追加させていただきたいと思います。

鬼澤会長

・ただいまの意見について、各委員方でご意見ございますか。
この計画を追加することよろしいですか。

全委員

・異議なし。

鬼澤会長

・それでは、本地域計画案を水戸県中央交通圏タクシー特定地域協議会の地域計画として議決をさせていただきたいと思いますが、委員の皆様はご承認をいただけますか。

全委員

・異議なし。

鬼澤会長

・ただいまの議決をもって、本案を全会一致で茨城県水戸県中央交通圏における

タクシー特定地域協議会の地域計画とさせていただきます。なお、本日欠席の那珂市の大森委員には事前にご承認頂いていることを報告させていただきます。

「その他」について

事務局 ~ 今後の進め方について説明 ~

鬼澤会長 ・委員の皆様には、大変示唆に富む貴重なご意見、活発な議論を頂き、誠にありがとうございます。茨城県水戸県央交通圏の地域計画は、本日の議決を経て成立の運びとなりましたが、この地域計画に基づいて、今後は特にタクシー事業者の皆様におかれましては、特定事業計画を申請、認定を受け実施に移していくこととなりますが、本法律及び本地域計画の趣旨を十分にご理解の上、地域計画に定められた事業の推進に努めて頂き、茨城県水戸県央交通圏におけるタクシーの適正化、活性化に取り組んで頂きたいと強く思う次第であります。

4. 閉 会

【配布資料】

資料1 第2回茨城県タクシー特定地域協議会議事概要

資料2 茨城県水戸県央交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（案）